町民税確定申告はじまる

申告手続きが簡素化

確定申告

町民税の確定申告がとれに伴う納税は、二月十六日から三月十五日までにすることになっています。

町民税の確定申告というのは、例年の昨年一年間の所得金額などを計算して申告することです。商業、工業、農業などの事業や、医師、弁護士などの自由業を営む人はもちろん、給与所得者でも給与以外の所得が一定額以上の人や、不動産や山林の譲渡による所得のある人などは原則として確定申告をしなければなりません。

所得税の確定申告にあたっての注意点などをお知らせします。

一、所得税の申告と納税の相談は二月下旬から三月十五日まで税務署で行ないます。所得の計算や申告書の書き方などがわからない人は、税務署へ出かけて相談してください。

二、ことしからは、申告手続きの簡素化をはかるため、所得税、事業税、住民税の三税の申告手続きが一本化されまして、税務署に所得税の確定申告書を提出した人は事業税や住民税の申告書を提出しなくてもよいことになりました。

三、所得税の確定申告書を提出しなければならないのは、次のような人です。

(一)昭和四十一年中の各種の所得金額の合計額が、基礎控除額、配偶者控除額および扶養控除額の合計額より多い人です。（しかし、配当所得のある人でさらに配当控除をすれば納める税金のなくなる人は、申告する必要はありません。）

このような人は、医療費控除や保険料控除などの所得控除や、配当控除以外の税額控除を差し引くと、納める税金がなくなる場合でも、申告することが必要です。

(二)給与所得者は、原則として申告をする必要はありませんが、次のような人は、申告が必要です。

①一カ所から給与を受けている人で、給与以外の所得の金額の合計額が五万円をこえる人。

②二カ所以上から給与を受けている人で、年末調整された主たる給与のほか、従たる給与の収入金額と給与以外の所得の金額との合計額が五万円をこえる人

ただし、二カ所以上からの給与の合計額が、三十万円と社会保険料や生命保険料・損害保険料の各控除額、配偶者控除額および扶養控除額の合計額以下で、しかも、給与以外の所得金額が五万円以下である人は、申告する必要はありません。

③同族会社の役員やとれらの人と親族関係などにある人で、その会社から給与のほかに貸付金の利子、店舗や工場などの賃貸料、機械器具の使用料などを受けている人は、これらの所得の金額が五万円以下でも、原則として確定申告をする必要があります。

④災害を受けたため、昭和四十一年中の給与の源泉所得税について徴収猶予や還付を受けた人も、必ず確定申告をしなければなりません。

四、源泉徴収された税額や予定納税額が年税額よりも多く、税金が納め過ぎとなった人は、申告義務はない場合でも、確定申告をして過納税額の還付を受けることができます。

五、確定申告書を提出するときに申告書に添付するか、または提示しなければならない証明書や明細書があります。そのおもなものは次のとおりです。

(一)昨年中に支払った生命保険料が、一契約につき九千円をこえるものがある場合は、その証明書（給与所得者で、すでに年末調整の際に給与所得から控除を受けた分は必要ありません。次の損害保険料についても同じです。）

(二)昨年中に支払った損害保険料の証明書

(三)雑損控除を受けようとする人は、災害などで被害をうけた資産の損失額や補てんされた保険金の明細書

(四)医療費控除を受けようとする人は、昨年中に支払った医療費の領収書

(五)給与所得のある人は、勤務先から交付された源泉徴収票

(六)寄付金控除を受けようとする人は、寄付金を受け取った人の領収書

(七)総所得金額と山林所得金額の合計額が一千万円をこえる人は昭和四十一年十二月三十一日現在で所有している財産の種類、数量、価額および債務金額などを記載した明細書

(八)土地、建物、機械器具などの交換、買換え、収用によって譲渡所得の特例を受けようとする人は、その明細書

納税についてお願い

町税の納付については、みなさんの深いご理解とご協力によります。税務関係者もできるかぎりの努力をしておりますが、なお一部未納の方もありますので、年度末（三月三十一日）を控えて更に一段と徴税の強化を図ります。このためにわなを得ず滞納処分をする場合もありますので未納の方は至急納付してくださるようお願いします。

（税務課長・高屋治）

町民税の申告

ことしから町民税の申告は、給与所得の人や所得税の確定申告書を税務課に提出した人は、町民税の申告書を提出しなくてもよいことになりました。

勤務先から給与支払報告書の提出のあった人、所得税の確定申告書を受け取り、税務課に提出した人には町民税の申告書をお送りしません。また、申告期限は三月十五日です。申告書をお送りした人は、必ず期限までに提出してください。

（税務課）

戸籍の話

お客「わたしの戸籍謄（とう）本ならもらえますか。」

係「いいえ、戸籍の謄本でも抄本でも本籍が向日町になければ、戸籍の関係は全部本籍の方へ請求してもらはないと、向日町では発行できないのです。」

お客「謄本はしかたが無いとしても、抄本でもいけませんか。」

係「それでは、本籍地の役場へ請求してください。」

お客「戸籍謄（とう）本ならもらえますか。」

係「どなたのですか。」

お客「私の本籍は、熊本県です。」

係「遠方で、またはそれがしく二度手間が行けないときは、手てきましたね。その筆頭者（ひっとうしゃ）とはどうしたらよいか。」

お客「筆頭者というのは、その戸籍のはじめに書いてある人のことです。」

係「筆頭者というのは、その戸籍の世帯主のことですか。」

お客「本籍が遠いと、こんなとき不便ですから、籍を移すことも出来ますか。」

係「つまり、戸籍謄本にしても、戸籍簿（いくつかの戸籍をつづり合せて本籍地の役場が保管）から、あなたの戸籍を抜き出して、謄本にしてもらうことです。」

お客「本籍が遠いと、こんなとき不便ですから、籍を移すことも出来ますか。」

係「つまり、本籍を向日町へ移すことです。」

お客「それでは、住民登録や配偶者はどうしたらよいか。」

係「それぞれ本籍地の役場へ請求しなければならない人です。」

お客「それでは本籍とは一体何のことですか。」

係「ひとことでいうなら、その人の戸籍のある場所のことです。戸籍とは、承知のように、その人の身分関係、つまり父は誰であるとか、だれの妻、弟、または誰の養子であるというようなそれぞれの地位を届出（出生届、婚姻届、死亡届、養子縁組届など）によって登録し、法律上の権利義務を明らかにするとともに公（世間）にこのことを証明立てるものであります。」

お客「それでは、住民登録や配偶者の場合も、戸籍謄本にしても、抄本にしても、戸籍簿（いくつかの戸籍をつづり合せて本籍地の役場が保管）から、あなたの戸籍を抜き出して、謄本にしてもらうことです。」

係「つまり、戸籍謄本にしては抄本の様式

お客「本籍が遠いと、こんなとき不便ですから、籍を移すことも出来ますか。」

係「つまり、本籍を向日町へ移すことです。」

お客「それでは、住民登録や配偶者はどうしたらよいか。」

係「それぞれ本籍地の役場へ請求しなければならない人です。」

お客「それでは本籍とは一体何のことですか。」

係「ひとことでいうなら、その人の戸籍のある場所のことです。戸籍とは、承知のように、その人の身分関係、つまり父は誰であるとか、だれの妻、弟、または誰の養子であるというようなそれぞれの地位を届出（出生届、婚姻届、死亡届、養子縁組届など）によって登録し、法律上の権利義務を明らかにするとともに公（世間）にこのことを証明立てるものであります。」

お客「それでは、住民登録や配偶者の場合も、戸籍謄本にしても、抄本にしても、戸籍簿（いくつかの戸籍をつづり合せて本籍地の役場が保管）から、あなたの戸籍を抜き出して、謄本にしてもらうことです。」